

処 分 基 準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の 5 第 1 項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第 1 項第 1 号から第 3 号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の 5 第 1 項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の 2 の 3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の 2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第 1 項（自動車等の運転の禁止の基準）
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により、6 月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。 6 月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課行政処分係 電話0952-98-2220 内線210
備 考：